

新旧対照表

浦安市介護従事者宿舎借上げ支援事業費補助金交付要綱（平成28年告示第112号）の一部改正

（下線の部分が改正部分）

改 正 後	改 正 前																		
<p>（定義）</p> <p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 介護事業者 本市内において別表の左欄に掲げるサービスを提供し、かつ、次のいずれにも該当する事業所を運営する事業者をいう。</p> <p>ア 第6条の規定による申請をする日の属する年度又は当該年度の前年度において、当該サービスを提供した実績があること。</p> <p>イ 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第71条第1項本文の規定により法第41条第1項本文の指定があったものとみなされた事業所又は法第115条の11において準用する法第71条第1項本文の規定により法第53条第1項本文の指定があったものとみなされた事業所でないこと。</p> <p>(2) 介護従事者 介護事業者に直接雇用されている者のうち、本市内の事業所に勤務するものであって、別表の左欄の区分に応じ、当該右欄に定めるものをいう。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、この要綱における用語の意義は、法の例による。</p> <p>別表（第2条第1項第1号・第2号）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">訪問介護</td> <td>指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス基準」という。）第5条第1項に規定する訪問介護員等、指定居宅サービス基準第6条に規定する管理者、指定居宅サービス基準第39条の2第1号に規定する従業者及び指定居宅サービス基準第39条の3で準用する指定居宅サービス</td> </tr> </table>	訪問介護	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス基準」という。）第5条第1項に規定する訪問介護員等、指定居宅サービス基準第6条に規定する管理者、指定居宅サービス基準第39条の2第1号に規定する従業者及び指定居宅サービス基準第39条の3で準用する指定居宅サービス	<p>（定義）</p> <p>第2条 同 左</p> <p>(1) 介護事業者 本市内において、別表の左欄に掲げるサービス又は施設の<u>いずれか</u>を提供し、又は運営する事業者をいう。</p> <p>(2) 介護従事者 介護事業者に雇用されている介護保険法（平成12年法律第123号）第8条第2項に規定する介護福祉士その他政令で定める者であつて、別表の左欄の区分に応じ、当該右欄に定める従業者として事務に従事するものをいう。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、この要綱における用語の意義は、<u>介護保険法</u>の例による。</p> <p>別表（第2条第1項第1号・第2号）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">訪問介護</td> <td>訪問介護員等</td> </tr> <tr> <td>訪問入浴介護</td> <td>介護職員</td> </tr> <tr> <td>通所介護</td> <td>介護職員</td> </tr> <tr> <td>通所リハビリテーション</td> <td>介護職員</td> </tr> <tr> <td>短期入所生活介護</td> <td>介護職員</td> </tr> <tr> <td>短期入所療養介護</td> <td>介護職員</td> </tr> <tr> <td>特定施設入居者生活介護</td> <td>介護職員</td> </tr> <tr> <td>定期巡回・随時対応型訪問介護看護</td> <td>訪問介護員等</td> </tr> </table>	訪問介護	訪問介護員等	訪問入浴介護	介護職員	通所介護	介護職員	通所リハビリテーション	介護職員	短期入所生活介護	介護職員	短期入所療養介護	介護職員	特定施設入居者生活介護	介護職員	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	訪問介護員等
訪問介護	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス基準」という。）第5条第1項に規定する訪問介護員等、指定居宅サービス基準第6条に規定する管理者、指定居宅サービス基準第39条の2第1号に規定する従業者及び指定居宅サービス基準第39条の3で準用する指定居宅サービス																		
訪問介護	訪問介護員等																		
訪問入浴介護	介護職員																		
通所介護	介護職員																		
通所リハビリテーション	介護職員																		
短期入所生活介護	介護職員																		
短期入所療養介護	介護職員																		
特定施設入居者生活介護	介護職員																		
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	訪問介護員等																		

(下線の部分が改正部分)

改 正 後		改 正 前	
	基準第6条に規定する管理者	夜間対応型訪問介護	訪問介護員等
訪問入浴介護	指定居宅サービス基準第45条第1項に規定する訪問入浴介護従業者及び指定居宅サービス基準第46条に規定する管理者	地域密着型通所介護	介護職員
訪問看護	指定居宅サービス基準第60条第1項に規定する看護師等及び指定居宅サービス基準第61条第1項に規定する管理者	認知症対応型通所介護	介護職員
訪問リハビリテーション	指定居宅サービス基準第76条第1項に規定する従業者及び指定居宅サービス基準第83条で準用する指定居宅サービス基準第52条第1項に規定する管理者	小規模多機能型居宅介護	介護職員
居宅療養管理指導	指定居宅サービス基準第85条第1項に規定する居宅療養管理指導従業者及び指定居宅サービス基準第91条で準用する指定居宅サービス基準第52条第1項に規定する管理者	認知症対応型共同生活介護	介護従業者
通所介護	指定居宅サービス基準第93条第1項に規定する通所介護従業者、指定居宅サービス基準第94条に規定する管理者、指定居宅サービス基準第105条の2第1号に規定する従業者及び指定居宅サービス基準第105条の3で準用する指定居宅サービス基準第94条に規定する管理者	地域密着型特定施設	介護職員
通所リハビリテーション	指定居宅サービス基準第111条第1項に規定する通所リハビリテーション従業者及び指定居宅サービス基準第116条第1項に規定する管理者	地域密着型介護老人福祉施設	介護職員
短期入所生活介護	指定居宅サービス基準第121条第1項に規定する短期入所生活介護従業者、指定居宅サービス基準第122条に規定する管理者、指定居宅サービス基準第140条の14第2号に規定する従業者	介護老人福祉施設	介護職員
		介護老人保健施設	介護職員

(下線の部分が改正部分)

改 正 後	改 正 前
	者及び指定居宅サービス基準第140条の15で準用する指定居宅サービス基準第122条に規定する管理者
短期入所療養介護	指定居宅サービス基準第142条第1項に規定する短期入所療養介護従業者及び指定居宅サービス基準第155条で準用する指定居宅サービス基準第52条第1項に規定する管理者
特定施設入居者生活介護	指定居宅サービス基準第175条第1項に規定する特定施設従業者、指定居宅サービス基準第176条に規定する管理者、指定居宅サービス基準第192条の4第1項に規定する外部サービス利用型特定施設従業者及び指定居宅サービス基準第192条の5に規定する管理者
福祉用具貸与	指定居宅サービス基準第194条第1項に規定する福祉用具専門相談員及び指定居宅サービス基準第195条に規定する管理者
特定福祉用具販売	指定居宅サービス基準第208条第1項に規定する福祉用具専門相談員及び指定居宅サービス基準第209条に規定する管理者
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第3条の4第1項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者及び指定地域密着型サービス基準第3条の5に規定する管理者
夜間対応型訪問介護	指定地域密着型サービス基準第6条第1項に規定する夜間対応型訪問介護従業者及び指定地域密着型サービス基準第7条に規定する管

改 正 後	改 正 前
	理者
地域密着型通所介護	指定地域密着型サービス基準第20条第1項に規定する地域密着型通所介護従業者、指定地域密着型サービス基準第21条に規定する管理者、指定地域密着型サービス基準第37条の2第1号に規定する従業者、指定地域密着型サービス基準第37条の3で準用する指定地域密着型サービス基準第21条に規定する管理者、指定地域密着型サービス基準第40条第1項に規定する療養通所介護従業者及び指定地域密着型サービス基準第40条の2第1項に規定する管理者
認知症対応型通所介護	指定地域密着型サービス基準第42条第1項に規定する従業者、指定地域密着型サービス基準第43条第1項に規定する管理者、指定地域密着型サービス基準第45条第1項に規定する従業者及び指定地域密着型サービス基準第47条第1項に規定する管理者
小規模多機能型居宅介護	指定地域密着型サービス基準第63条第1項に規定する小規模多機能型居宅介護従業者、同条第10項に規定する介護支援専門員及び指定地域密着型サービス基準第64条第1項に規定する管理者
認知症対応型共同生活介護	指定地域密着型サービス基準第90条第1項に規定する介護従業者、同条第5項に規定する計画作成担当者及び指定地域密着型サービス基準第91条第1項に規定する管理者
地域密着型特定施設入居者生活介護	指定地域密着型サービス基準第110条第1項に規定する地域密着型特定施設従業者及び指定

(下線の部分が改正部分)

改 正 後	改 正 前
	<u>地域密着型サービス基準第111条に規定する管理者</u>
<u>地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護</u>	<u>指定地域密着型サービス基準第131条第1項に規定する従業者、指定地域密着型サービス基準第146条に規定する管理者及び指定地域密着型サービス基準第169条で準用する指定地域密着型サービス基準第146条に規定する管理者</u>
<u>看護小規模多機能型居宅介護</u>	<u>指定地域密着型サービス基準第171条第1項に規定する看護小規模多機能型居宅介護従業者、同条第11項に規定する介護支援専門員及び指定地域密着型サービス基準第172条第1項に規定する管理者</u>
<u>居宅介護支援</u>	<u>指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）第2条第1項に規定する介護支援専門員及び同令第3条第1項に規定する管理者</u>
<u>介護福祉施設サービス</u>	<u>指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号）第2条第1項に規定する従業者及び同令第21条に規定する管理者</u>
<u>介護保健施設サービス</u>	<u>介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年厚生省令第40号）第2条第1項に規定する医師、看護師、介護支援専門員及び介護その他の業務に従事する従業者並びに同令第23条に規定する管理者</u>
<u>介護医療院サービス</u>	<u>介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成30年厚生労働省令第5号）第4条第1項に規定する医師、看護師、</u>

(下線の部分が改正部分)

改 正 後	改 正 前
	<u>介護支援専門員及び介護その他の業務に従事する従業者並びに同令第26条に規定する管理者</u>
<u>介護予防訪問入浴介護</u>	<u>指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号。以下「指定介護予防サービス基準」という。）第47条第1項に規定する介護予防訪問入浴介護従業者及び指定介護予防サービス基準第48条に規定する管理者</u>
<u>介護予防訪問看護</u>	<u>指定介護予防サービス基準第63条第1項に規定する看護師等及び指定介護予防サービス基準第64条第1項に規定する管理者</u>
<u>介護予防訪問リハビリテーション</u>	<u>指定介護予防サービス基準第79条第1項に規定する従業者及び指定介護予防サービス基準第84条で準用する指定介護予防サービス基準第52条第1項に規定する管理者</u>
<u>介護予防居宅療養管理指導</u>	<u>指定介護予防サービス基準第88条第1項に規定する介護予防居宅療養管理指導従業者及び指定介護予防サービス基準第93条で準用する指定介護予防サービス基準第52条第1項に規定する管理者</u>
<u>介護予防通所リハビリテーション</u>	<u>指定介護予防サービス基準第117条第1項に規定する介護予防通所リハビリテーション従業者及び指定介護予防サービス基準第119条第1項に規定する管理者</u>
<u>介護予防短期入所生活介護</u>	<u>指定介護予防サービス基準第129条第1項に規定する介護予防短期入所生活介護従業者、指</u>

(下線の部分が改正部分)

改 正 後	改 正 前
	<u>定介護予防サービス基準第130条に規定する管理者、指定介護予防サービス基準第165条第2号に規定する従業者及び指定介護予防サービス基準第166条で準用する指定介護予防サービス基準第130条に規定する管理者</u>
介護予防短期入所療養介護	指定介護予防サービス基準第187条第1項に規定する <u>介護予防短期入所療養介護従業者及び指定介護予防サービス基準第195条で準用する指定介護予防サービス基準第52条第1項に規定する管理者</u>
介護予防特定施設入居者生活介護	指定介護予防サービス基準第231条第1項に規定する <u>介護予防特定施設従業者、指定介護予防サービス基準第232条に規定する管理者、指定介護予防サービス基準第255条第1項に規定する外部サービス利用型介護予防特定施設従業者及び指定介護予防サービス基準第256条に規定する管理者</u>
介護予防福祉用具貸与	指定介護予防サービス基準第266条第1項に規定する <u>福祉用具専門相談員及び指定介護予防サービス基準第267条に規定する管理者</u>
特定介護予防福祉用具販売	指定介護予防サービス基準第282条第1項に規定する <u>福祉用具専門相談員及び指定介護予防サービス基準第283条に規定する管理者</u>
介護予防認知症対応型通所介護	指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準」という。）第5条第1項に

(下線の部分が改正部分)

改 正 後	改 正 前
	<u>規定する従業者、指定地域密着型介護予防サービス基準第6条第1項に規定する管理者、指定地域密着型介護予防サービス基準第8条第1項に規定する従業者及び指定地域密着型介護予防サービス基準第10条第1項に規定する管理者</u>
介護予防小規模多機能型居宅介護	指定地域密着型介護予防サービス基準第44条第1項に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護従業者、同条第10項に規定する介護支援専門員及び指定地域密着型介護予防サービス基準第45条第1項に規定する管理者
介護予防認知症対応型共同生活介護	指定地域密着型介護予防サービス基準第70条第1項に規定する介護従業者、同条第5項に規定する計画作成担当者及び指定地域密着型介護予防サービス基準第71条第1項に規定する管理者
介護予防支援	指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号）第2条第1項に規定する担当職員、同条第2項に規定する介護支援専門員及び同令第3条第1項に規定する管理者
浦安市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する規則（令和3年規則第68号）第4条第1号ア(ア)に規定する訪問介護相当サービス、同号イ(イ)	市長が別に定める基準により配置することとされている従業者

(下線の部分が改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p><u>に規定する通所介護相当サービス及び同号イ(イ)に規定する通所型サービス</u> <u>A</u></p> <p>附 則 <u>この告示は、令和7年4月1日から施行する。</u></p>	